

チャージの業務委託にかかる宣誓書

第1条（定義）

本誓約書における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- （１） 「ポイント」とは、株式会社まちペイ（以下「当社」という）が発行する「まちペイポイント」と、地域ポイント発行者が発行する「地域ポイント」の総称をいう。
- （２） 「マチカマネー」とは、当社が発行する第三者型前払式支払手段の電子マネーをいう。
- （３） 「マチチケット」とは、地域ポイント発行者が発行するお買い物券をいう。

第2条（目的）

本宣誓書は、当社よりまちペイサービスにおいてマチカマネーのチャージ及び決済が可能なタブレット（ポイントの付与及び決済並びにマチチケットの決済の機能を含む。）を貸与し、当社よりマチカマネーのチャージ業務を委託するにかけ加盟店が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

第3条（確認事項）

本事業に参加を申込む加盟店は、まちペイ加盟店約款、マチカマネーのチャージに関する付帯条項、マチピ加盟店規約及びクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに関する遵守事項の内容を理解し、申込者について次の各号に掲げる事項を満たしていることを確認し、宣誓する。

- （１） 以下の事業者該当しないこと。

ア 官公庁から補助金等指定停止措置又は指名停止措置を講じられている事業者
イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者。ただし、貴社が承認した事業者は除く。

ウ 過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会勢力に関係する事業者。

オ 貴社から開業届・納税証明書等の営業の実態を確認できる書面、納税証明書又は本宣誓書の要件を満たしていることが証明できる証拠の提出を求められた場合には応じられること。

カ 安定的な事業基盤を有していること。

キ 代表者等の役員が破産開始の決定や後見・補佐・補助の審判を受けていないこと。

ク 手形の不渡りなどの事業主又は事業主体の信用を低下させる行為をしたことがないこと。

ケ 経営状況に問題がないこと。

コ 法律に違反する恐れのある事業を営んでいないこと。

サ 法令順守上の問題を抱えていないこと。

第4条（同意事項）

貴社所定の次の各号に掲げる事項に同意する旨を宣誓する。

- （1） チャージ金と他の金銭を分けて保管できること。
- （2） チャージ金が収納されない場合、チャージ機能を停止することがあること。
- （3） チャージ金の口座振替ができない場合（振込がない場合を含む）は、マチカマネー・ポイント・マチケット・クレジットカードの決済額その他貴社の負担する債務と相殺すること。
- （4） 提出された申請や報告の情報が事前告知を行わず、貴社から公表される場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む。）があること。
- （5） 本事業に関する内容等について、貴社からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

第5条（相殺）

相殺に関し、次の各号の取扱いに同意する旨を宣誓する。

- （1） 貴社に対して負う債務について、所定の期日までに支払いができなかった場合は、弁済期にかかわらず貴社に有する債権と相互に相殺されることを予め同意するものとし、期限の利益は放棄すること。
- （2） 前号の効果については、加盟店が貴社に対して委任した代理受領権と、貴社間における加盟店に対する代理受領権を相殺して行うこと。
- （3） 本条における相殺は、貴社が加盟店に対して相殺の意思表示を行った時点で効力が発生するものとし、遡及しないこと。

以上を確認し、宣誓します。

株 式 会 社 ま ち ペ イ 御中

2021年4月19日 制定

2024年11月1日 改定

附則

第 1 条（効力発生日）

本約款の改定は、令和 7 年 1 2 月 1 日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。